



平成28年7月29日
海上保安庁

「海上交通安全法等の一部を改正する法律 の一部の施行期日を定める政令」を閣議決定

1. 背景

「海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成28年法律第42号）」が平成28年5月12日に成立し、同月18日に公布されました。

雑種船に係る改正規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることから、その施行期日を定める必要があります。

※ 他の規定の施行期日は以下のとおりです。

- ・ 航路標識法関係 平成29年4月1日
- ・ 管制の一元化関係 法の公布から2年以内（別途政令で定める日）

2. 概要

雑種船に係る改正規定の施行期日を平成28年11月1日とします。

【参考】

※ 「雑種船に係る改正」とは、港則法において「雑種船」を「汽艇等」とし、総トン数20トン未満の汽船を汽艇というものとする改正のこと。

3. 今後のスケジュール

閣議：平成28年7月29日（金）

公布：平成28年8月3日（水）